

第 1 章 公園設計業務の業務概要

1.1 業務の目的

国府台公園においては、都市公園法に定められている運動施設の面積比率の参酌基準 50%に対して、現在は市川市都市公園条例で上限を 60%まで引き上げている状況であり、再整備に当たっては、施設内容を検討の上、50%に近づけていく必要がある。また、鉄筋コンクリート造の建築物の耐用年数は一般的に約 60～65 年程度とされているが、野球場は築 68 年、陸上競技場は築 65 年と耐用年数を超えている状況であり、早急な対応が必要となっている。

本業務は、国府台公園における施設の老朽化や駐車場・オープンスペースの不足等の課題解消に向けて、スポーツ施設と公園の両面における機能充実及び向上、利用環境の整備を図るため、次に掲げる整備の基本的な目的に基づき、既存施設の改修や建替等の整備方法をはじめとする当該公園の整備方針を複数案検討したうえで、比較・評価し、公園の将来像を設計するものである。

<整備の基本的な目的>

- (1) 利用者等の歩行者と車両の動線分離による利用空間の確保と利便性・快適性の向上など敷地・園路の有効活用
- (2) 老朽化の著しい野球場の改修による機能向上
- (3) オープンスペースや緑地等の不足改善による公園機能の充実

さらに、公園設計業務については、次の 1) から 3) を踏まえ、現況の把握、分析等を行うとともに、整備の諸条件等の確認を行い、整備方針や内容の検討・設定、設計図面の作成等を行う。

- 1) 国府台公園の老朽化施設の整備方法や整備スケジュールを明確にする
- 2) スポーツ施設と公園の両機能の効果的な活用を見出す
- 3) 立地や周辺環境、市民要望等を反映した公園の将来像を示す

1.2 業務概要

1.2.1 業務概要

次の 1) から 3) に示す整備の基本方針に基づき、上位計画等との整合、敷地及び施設の諸状況等の把握、市民要望等の整理・分析等により、導入機能の内容及び規模、配置を精査するとともに、景観、環境保全、運営管理等の概略の検討及び設計条件を分析し、将来の効果的な公園活用の視点から設計の方針を設定し、実施設計に向けて施設の配置や形状、基盤施設、植栽等について基本設計を行う。

但し、この基本計画及び基本設計においては、複数の案を挙げ、各々について、機能性、経済性、施工性、景観や意匠、維持管理性及びライフサイクルコストなどの見地から比較検討し、最適な案が採用できるようにする。

- 1) 施設の老朽化対応等をはじめとする「スポーツ施設機能の向上」を図る
- 2) オープンスペースや緑地等の確保など「公園機能の充実」を図る
- 3) 市民要望や周辺環境等を踏まえた施設や公園の「多機能化」を図る

1.2.2 業務項目

次に示す対象施設における a～e について、1)～3)に掲げる基本計画業務、4)～10)に掲げる基本設計業務を行うものとする。

a. 公園全体(b～e のスポーツ施設を除く)

次に示す公園機能の充実や整備の考え方を検討し、方針を設定するとともに、諸施設の配置や規模等を設定し、スポーツ施設と合わせて整備スケジュールを検討する。

- ・ オープンスペースを中心とした憩い・休息の機能
- ・ 触れ合いの中心となる地域住民の交流機能
- ・ 緑地・樹木等の利用環境の保全機能
- ・ 地域防災の拠点となる防災機能
- ・ 利用者等の歩行者動線と車両動線の分離による安全性の確保
- ・ 園路のウォーキング・ジョギングコースとしての活用
- ・ 駐車場の位置変更(公園敷地北部に配置)

b. 体育館

- ・ 対象第 1 体育館及び第 2 体育館

- ・ 現況施設の概要

ア構造種別鉄筋コンクリート造、鉄骨造

イ耐火耐火建築物

ウ階数地上 3 階

工建築面積 4320.6 m²

オ延床面積 8142.78 m²

(1 階 2357.2 m²、2 階 3870.01 m²、中 3 階 217.27 m²、3 階 1698.3 m²)

- ・ 業務概要

利用状況その他諸条件における整備の基本構想として、体育館の規模や諸室、機能等を検討し、概略の平面図を作成し、概算工事費、整備期間を検討する。

なお、市川市都市公園条例に定める公園面積に対する運動施設面積の割合に留意し、規模の見直し等の整備方針を検討することとし、詳細は委託者と協議する。

c. 野球場

- ・ バックスタンドの改修及びスタンド内の更衣室やトイレ等の新規導入
(基本設計業務は建築基本設計業務で行う)

- ・ グラウンドの人工芝化の検討

- ・ 夜間照明設備の設置

- ・ 防球ネットの拡充

d. 陸上競技場

- ・ 陸上競技場管理棟の改修(基本設計は建築基本設計業務で行うものとする。)

- ・ 競技場スタンドの改修

- ・ 照明設備の改修

e. テニスコート

- ・ コートの新設による再配置と既存施設の改修による残置の比較検討

- ・ 新設又は改修における整備水準、規模等を検討・設定し、設計を行う

(基本計画業務)

1) 現況把握

- ア計画条件の把握と整理
- イ上位関連計画や各種関連資料の収集と整理
- ウ現地調査(植生や地形、土地利用状況、景観、用地境など)
- エ自然・社会・人文・景観等の概況整理

2) 敷地分析

- ア対象施設と周辺の地形や土地利用との関係整理
- イ対象施設内の植生・地形・土地利用等の詳細整理
- ウ計画上の問題点や課題の整理

3) 計画内容の検討及び設定

- ア基本方針の検討と設定
- イゾーニングの検討と設定
- ウ導入施設の検討と設定(既存施設の再整備、新規導入施設の検討と設定)
- エ需要圏域・利用者層・利用者数の検討と設定
- オアクセスや動線の検討と設定
- カ環境の保全と創出に関する検討と設定
- キ空間構成の検討と設定
- ク整備水準の検討と設定
- ケ維持管理方法の検討と設定

(基本設計業務)

4) 与条件の細部検討

- ア与条件の把握と整理
- イ各種設計条件の整理と確認
- ウ各種設計基準の抽出と適用の確認
- エ現地詳細調査(敷地境界、既存物の状況、供給処理設備など)

5) 諸施設の検討及び設定

- ア基本方針の内容の整合性確認
- イ敷地・施設容量からみた利用者数の検討と設定
- ウ空間構成・景観・意匠等に関する基本方針の検討と設定
- エ造成基本方針の検討と設定
- オ植栽基本方針の検討と設定
- カ供給処理設備基本方針の検討と設定
- キ整備水準・整備方法・目標工事費の検討と設定
- ク維持管理基本方針の検討と設定

6) 基本設計図の作成

- 各種平面図及び主要構造物・設備などの基本設計図を作成する。
- ア実測平面図に基づいた基本設計平面図の作成
 - イ造成計画平面図の作成
 - ウ施設計画平面図の作成
 - エ植栽計画平面図の作成

- オ供給処理設備計画平面図の作成
- カ主要断面図の作成
- キ主要施設の構造イメージ図の作成
- 7) 概算工事費の算出
 - 上記検討に基づき、全体及び工区ごとの概算工事費を算出する。
- 8) 基本設計説明書の作成
 - 上記検討に基づき、報告書を作成する。
- 9) 照査
 - ア基礎情報や敷地情報の把握と設計計画の適正照査
 - イ設計方法や設計方法の妥当性の照査
 - ウ成果品の内容の適正照査
- 10) 完成予想図の作成
 - 決定した内容に基づき、対象地全体を備目敢した鳥瞰図及びアイレベルからのイメージスケッチの作成を行う。

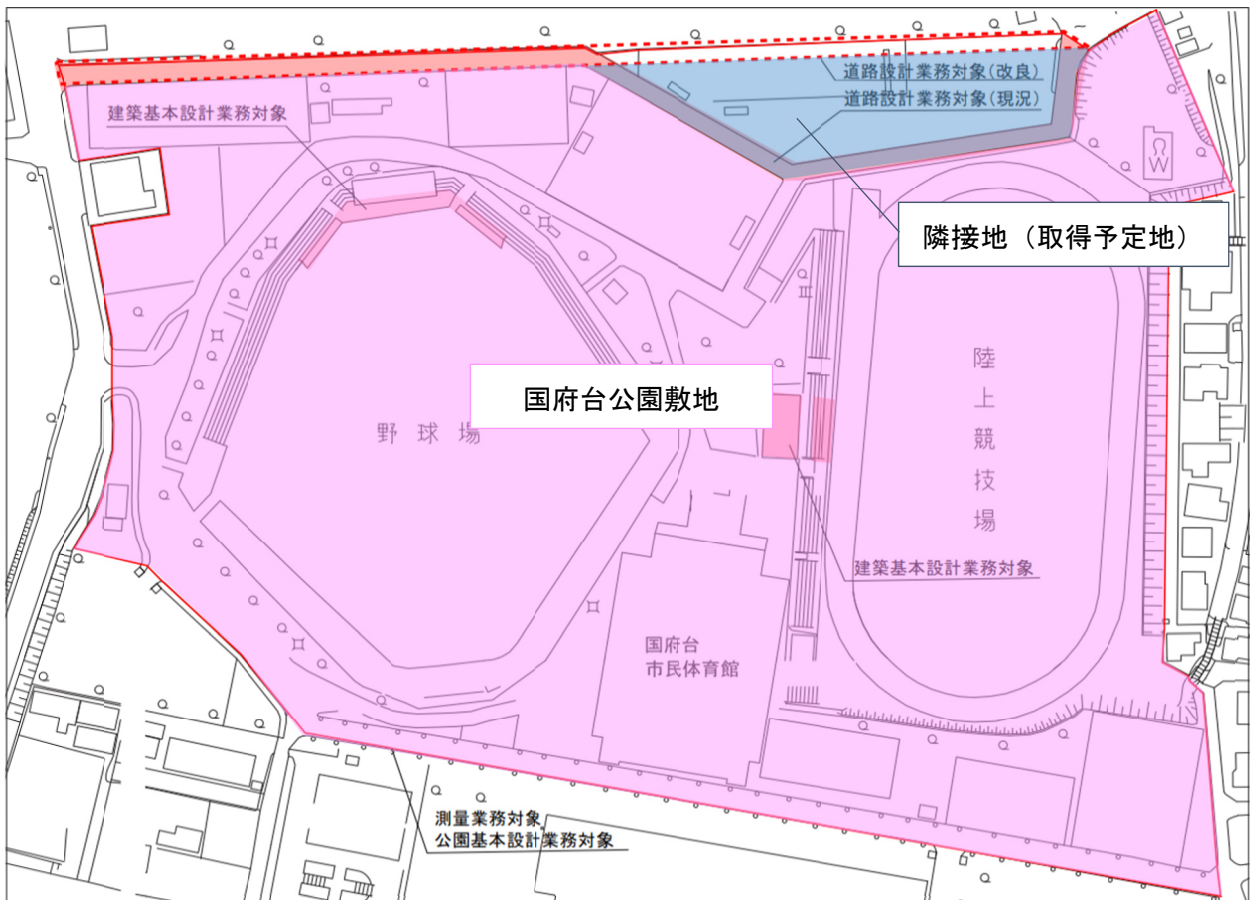
1.3 業務の位置付け

本業務は、市川市の「スポーツ振興基本計画」や「北東部スポーツタウン基本構想」等の上位計画を踏まえ、国府台公園及び隣接道路について、整備工事の設計施工へ向けた基本設計まで行う位置づけとなる。

また、公園基本設計業務については、測量業務の成果を踏まえ、建築基本設計業務、道路設計業務と連携・調整を図りながら、基本設計業務までを行う位置づけとなる。

1.4 業務対象地

公園設計業務の対象は、以下の図に示す、国府台公園敷地及び隣接地（土地取得を予定）である。



1.5 業務フロー

業務フローは以下に示すとおりである。

本報告書は、赤枠で囲った公園設計業務の内容についてまとめている。

